

1 横浜市官民データ活用推進計画について

(1) 計画の目的

ICTの進展によりデータ活用への期待が高まるなか、本市における官民データ活用の推進に関する施策や推進体制に関する基本的な事項を定め、計画に基づき、着実に取組を進めることで、横浜市官民データ活用推進基本条例に掲げる理念である、**効果的かつ効率的な市政運営**、**市内経済の活性化**、**市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現**につなげていくことを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

官民データ活用推進基本法第9条第3項及び横浜市官民データ活用推進基本条例第3条第1項に基づく計画であり、本市における**官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画**です。

(3) 計画期間

平成30年度から平成33年度までの4か年計画とします。

2 基本方針

(1) 施策の考え方

横浜市官民データ活用推進基本条例に基づき、①基盤・環境の整備 ②データの整備 ③データの活用の観点から、次の9つの施策を推進します。また、データ活用の場面として、「庁内」と「市民・大学・企業等」による活用を想定しながら取組を進めます。

施策1	データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進	市職員のデータの有用性に関する意識醸成、各区局の政策形成等におけるデータ活用の推進 等
施策2	行政に係る手続のオンライン化の推進	行政手続のオンライン化、簡易な手続のオンライン化 等
施策3	行政が保有するデータの活用の推進	オープンデータ整備・活用環境の改善、民間ニーズを踏まえたオープンデータの公開 等
施策4	マイナンバーカードの普及及び活用	マイナンバーカードの活用推進、マイナポータル等の活用 等
施策5	情報通信技術の利用の機会等の格差の是正	様々な要因に起因する格差に対する支援、情報の的確な発信 等
施策6	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保	データの共同利用とシステム連携、先端技術の活用 等
施策7	官民データ活用に関する教育及び普及啓発	データ活用に関する教育、普及啓発、市職員の人材育成 等
施策8	先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進	先端技術やデータを活用した個別プロジェクトの推進、イノベーションを創出するプラットフォーム等環境づくりの充実 等
施策9	市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究	多様な民間主体との協働・共創による調査研究の推進、横浜市立大学等との連携 等

(2) ポイント

ア データを重視した政策形成の推進

市職員のデータの有用性に関する意識醸成を進め、各区局の政策形成等におけるデータ活用を一層推進します。→ 施策1、7

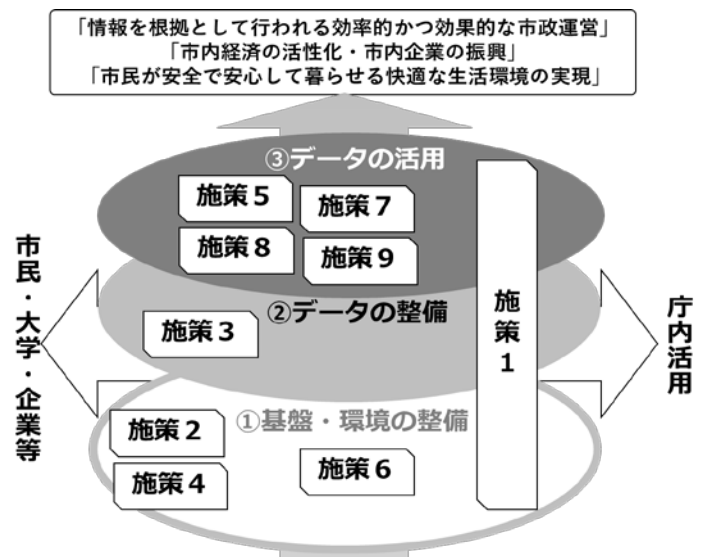
イ 協働・共創による取組の推進

IoT、AI等先端技術やデータを活用した取組やデータ活用に関する調査研究を本市の強みである協働・共創によって推進します。→ 施策8、9

ウ 横浜市立大学等との連携

平成30年4月に「データサイエンス学部」を開設する横浜市立大学をはじめ、大学・研究機関との連携を進めます。→ 施策7、8、9

【参考：施策関連図】



(3) 計画推進にあたっての留意点

ア 市職員の取組姿勢

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりがデータの有用性を認識したうえで、客観的なデータを活用し、事業推進にいかす意識を持つことが不可欠です。データの有用性に関する意識の醸成を進め、保有するデータを有効に活用する取組姿勢を持って計画の推進に努めます。

イ 国計画等との整合性

官民データの活用による効果を最大限に発揮するため、施策の推進にあたっては、特に国及び県から示される方針等に留意して取組を進めます。

ウ セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

「サイバーセキュリティ基本法」等の法令及び情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報システムの運用体制を確保するとともに、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等の法令に基づく適正な制度運用を図り、データ活用に係る不安の払拭に努めます。

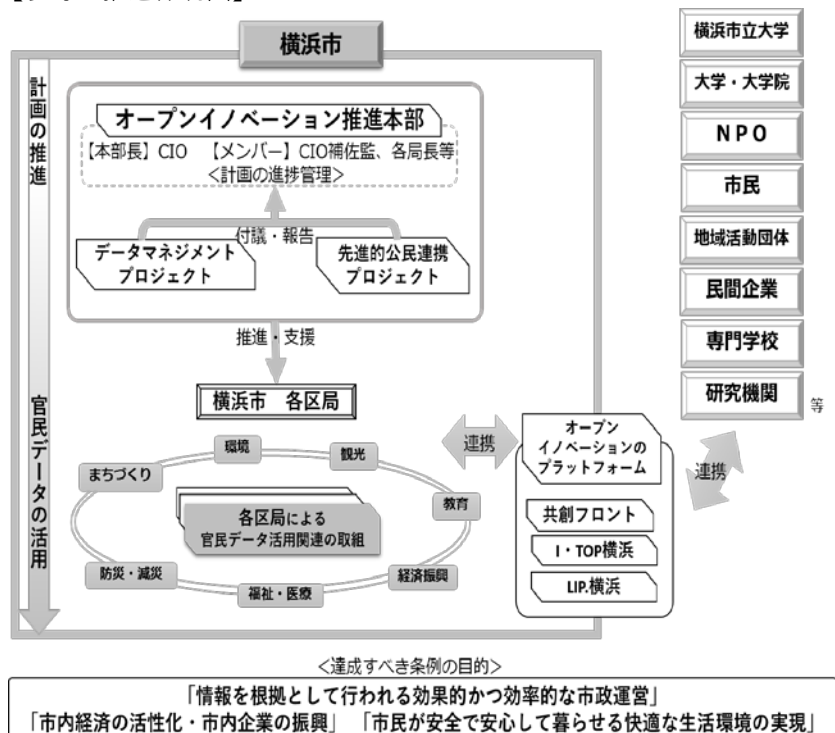
3 計画の推進

IoT、AIなど先端技術の進展により社会の多様化が進むなか、社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、これまで以上にデータ活用や協働・共創の取組を効果的に行うため、庁内横断的に検討・推進する組織として、「オープンイノベーション推進本部」を設置しました。

計画策定後も、**オープンイノベーション推進本部を中心に、関係区局等と連携を図りながら**、計画の進捗管理や先進的な公民連携事例の創出を進めます。

また、横浜市官民データ活用推進基本条例第3条に基づき、評価指標及びスケジュールを設定し、定期的な振り返りを行うなど、進捗管理を確実に進めるほか、計画推進の一環として、関連する区局の取組についても確認を行います。

【参考：推進体制図】



4 今後のスケジュール (予定)

市民意見募集（2月20日～3月12日）を経て、30年度に計画を策定します。

横浜市官民データ活用推進計画（素案）について 市民の皆様のご意見を募集します

1 計画策定の経緯 全体版 P.2～14

ICTの進展と
法令の整備

スマートフォンやIoTの普及、クラウドコンピューティングによるデータ保存の大容量化など、ICTの進展に伴いデータ量が大幅に増加しています。また、コンピュータの処理能力の向上やAI等の技術革新により、膨大なデータを効率的に分析・活用できる環境が整いつつあります。

こうした中、平成28年12月に、データが人を豊かにする社会の実現を目指す官民データ活用推進基本法が成立し、横浜市においても、平成29年3月に「官民データ活用推進基本条例」を制定しました。本計画はこれらの法令等に基づき、策定するものです。

なお、国においては、IoT、AIなどICTに関する先端技術を活用した新しい社会の姿として「Society5.0」※が示され、実現に向けた取組が進められています。

※ 第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

【参考：Society5.0が目指す社会の姿】



2 計画の目的 全体版 P.1

ICTの進展によりデータ活用への期待が高まるなか、本市におけるこれまでの取組を踏まえ、官民データ活用の推進に関する施策や推進体制に関する基本的な事項を定め、計画に基づき着実に取組を進めることで、3つの目的の実現を目指します。

安全で
安心な
市民生活

新しい取組・サービスによる社会課題の解決
行政手続のオンライン化等による市民の利便性向上 等

経済
活性化

データ分析を基にした作業工程の効率化・低コスト化
デバイス開発、新規ビジネス・サービス創出促進 等

市政運営
の効率化

データを重視した政策形成による効果的・効率的な市政運営 等

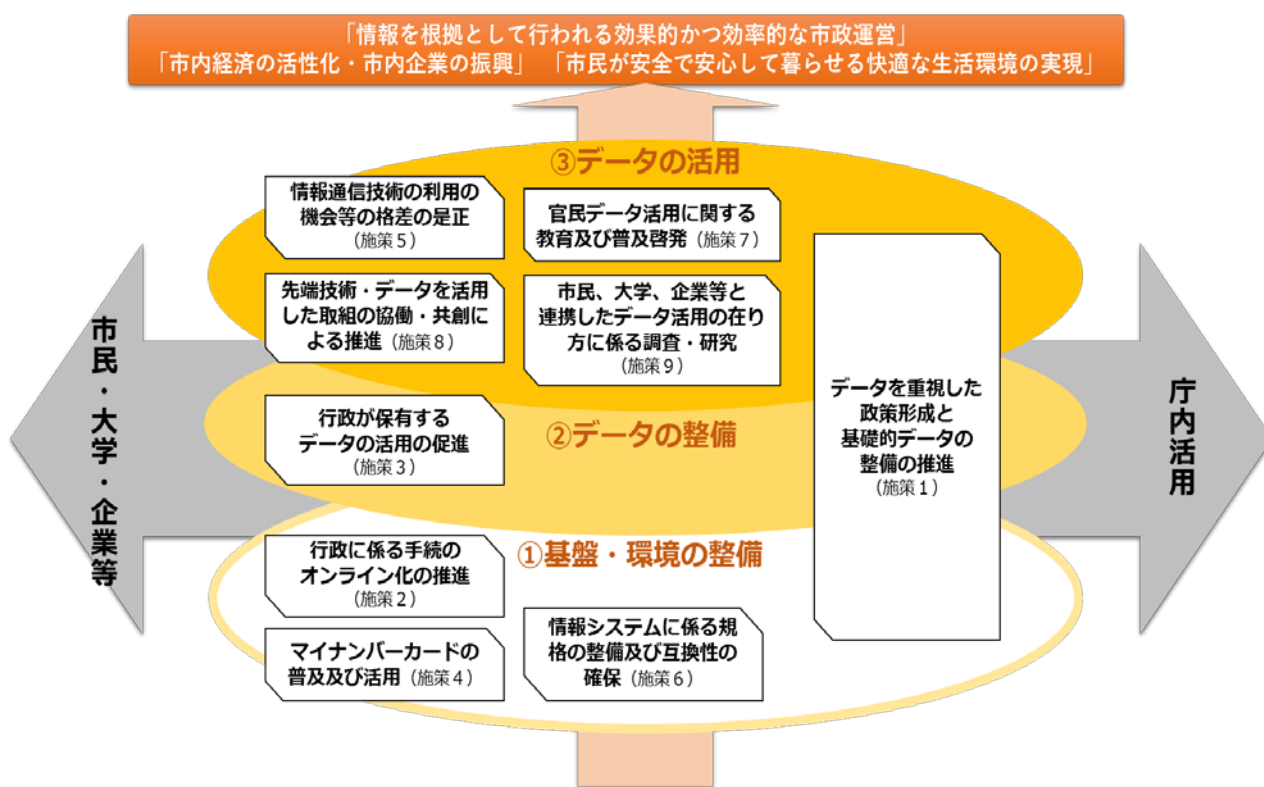
官民データとは

国や地方公共団体、事業者により、管理、利用、提供される電磁的記録に記録された情報のうち、国や地方公共団体の安全を損なうおそれや、公の秩序の維持を妨げるおそれ、公衆の安全の保護に支障をきたすおそれがあるものを除いたデータのこと

3 施策の考え方 全体版 P.15~17

① 基盤・環境の整備 ② データの整備 ③ データの活用の観点から9つの施策を推進します。

また、データ活用の場面として、「庁内」と「市民・大学・企業等」による活用を想定しながら取組を進めます。



4 9つの施策 全体版 P.18~38

施策1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進

市職員のデータの有用性に関する意識醸成、各区局の政策形成等におけるデータ活用の推進 等

施策2 行政に係る手続のオンライン化の推進

行政手続のオンライン化、簡易な手続のオンライン化 等

施策3 行政が保有するデータの活用の推進

オープンデータ整備・活用環境の改善、民間ニーズを踏まえたオープンデータの公開 等

施策4 マイナンバーカードの普及及び活用

マイナンバーカードの活用推進、マイナポータル等の活用 等

施策5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正

様々な要因に起因する格差に対する支援、情報の的確な発信 等

施策6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

データの共同利用とシステム連携、先端技術の活用 等

施策7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発

データ活用に関する教育、普及啓発、市職員の人材育成 等

施策8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進

先端技術やデータを活用した個別プロジェクトの推進、イノベーションを創出するプラットフォーム等環境づくりの充実 等

施策9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究

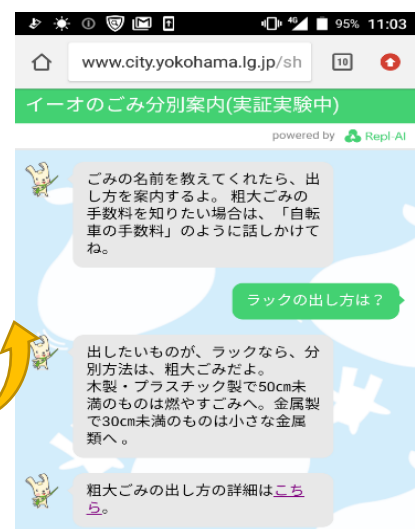
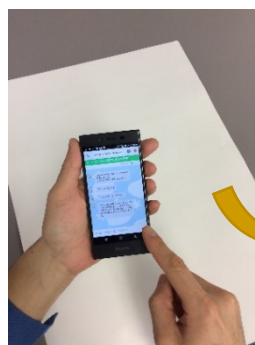
多様な民間主体との協働・共創による調査研究の推進、横浜市立大学等との連携 等

【参考：データ活用事例】

AIを活用した
「イーオのごみ分別案内」



株式会社 NTT ドコモ×横浜市資源循環局



5 ポイント

本計画のポイントは、次の3点です。

- ① 協働・共創による取組の推進 ② 横浜市立大学等との連携 ③ データを重視した政策形成の推進

協働
共創

IoT、AI等先端技術やデータを活用した取組やデータ活用に関する調査研究を本市の強みである協働・共創によって推進します。

大学
連携

平成30年にデータサイエンス学部を開設する横浜市立大学をはじめとした大学・研究機関と連携します。

データを
重視した
政策形成

市職員のデータの有用性に関する意識醸成を進め、各区局の政策形成等におけるデータ活用を一層推進します。

■ 意見募集期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月12日（月）まで

■ 提出方法

次のいずれかの方法で横浜市政策局政策課までご提出ください。

- (1) 電子メール ss-ssc@city.yokohama.jp

※メール件名に【意見募集】と表記してください。

- (2) 郵送（当日消印有効）横浜市中区港町1-1 横浜市政策局政策課 宛 ※様式は問いません。

- (3) F A X 045-663-4613 横浜市政策局政策課 宛 ※様式は問いません。

■ 資料の配布場所

本資料は市民情報センター（市役所内）、区役所広報相談係で配布・閲覧しています。

【全体版】は、政策局政策課政策支援センター（市役所内）で閲覧可能です。

※市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/oisuishin/>）でも閲覧可能です。

▶ 注意事項

※個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※いただいたご意見の内容につきましては、個人情報を除いて公開する可能性があります。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、F A X番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

▶ 発行・お問合せ

横浜市政策局政策課政策支援センター

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL : 045-671-2066 FAX : 663-4613

e-mail : ss-ssc@city.yokohama.jp



横浜市官民データ活用推進計画

(素案)

平成30年2月

横浜市

目 次

第 1 章 横浜市官民データ活用推進計画について	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第 2 章 官民データを取り巻く状況	5
1 横浜市の現状と課題	
2 横浜市のデータ活用に係るこれまでの取組	
3 ICT の進展とデータ活用への期待の高まり	
第 3 章 基本方針	15
1 官民データ活用の推進に関する施策の考え方	
2 官民データ活用の推進に関する施策	
第 4 章 官民データ活用の推進に関する施策	18
1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進	
2 行政に係る手続のオンライン化の推進	
3 行政が保有するデータの活用の推進	
4 マイナンバーカードの普及及び活用	
5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正	
6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保	
7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発	
8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進	
9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究	
第 5 章 計画の推進	39
1 計画推進にあたっての留意点	
2 推進体制の全体像	
3 オープンイノベーション推進本部による推進	
4 計画の進捗管理	

第1章 横浜市官民データ活用推進計画について

1 計画の目的

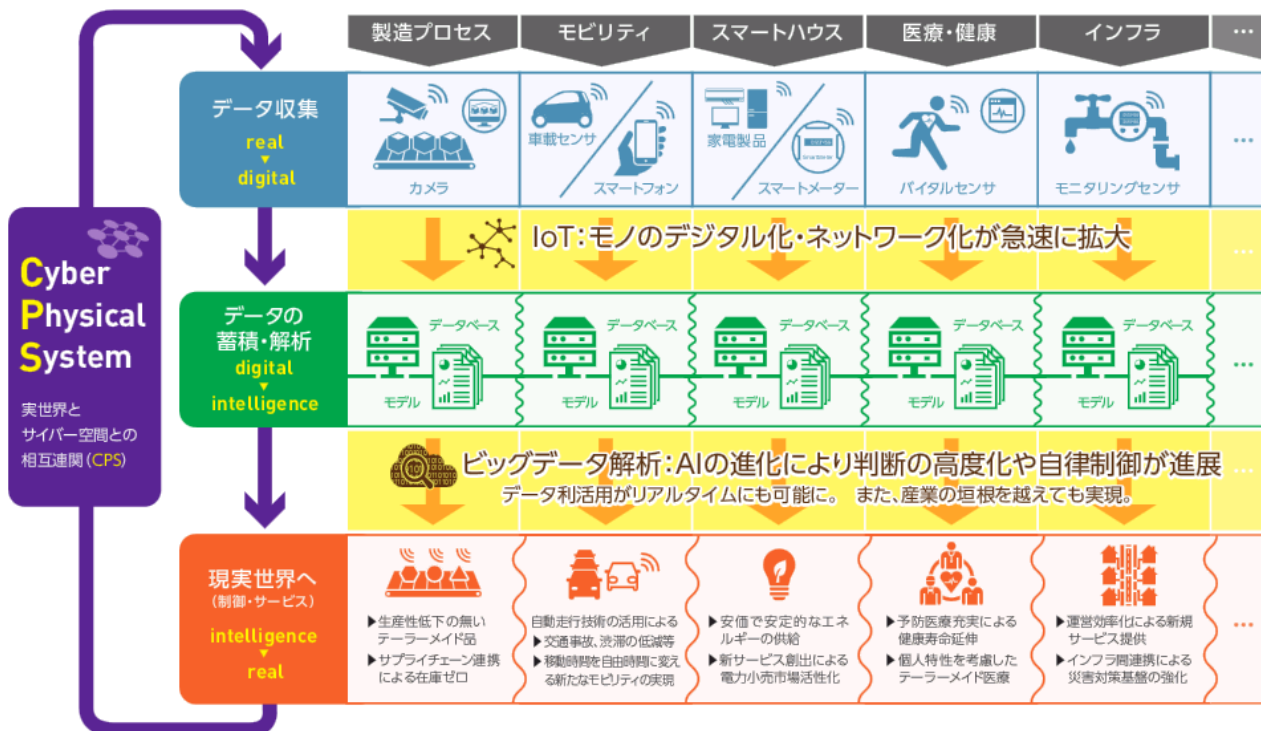
近年、ICTの進展やあらゆる情報のデジタルデータ化により、ビッグデータ解析など、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整い、データ活用の重要性はますます高まっています。

また、AI、ロボット等の先端技術は、福祉・医療、防災・減災、観光、経済振興、行政等の幅広い分野において、サービスの高度化に活用できるほか、分野横断的なデータの活用により、新たな価値・サービスの創出による社会課題の解決が期待できるなど、データ活用による変革は、あらゆる社会生活、産業を劇的に発展させる可能性を秘めています。

こうした中、本市における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策や推進体制に関する基本的な事項を定めます。

本計画に基づき着実に取組を進めることで、横浜市官民データ活用推進基本条例(平成29年条例第15号。以下、「条例」という。)に掲げる理念である、効果的かつ効率的な市政運営、市内経済の活性化、市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現につなげていくことを目的とします。

【データ活用による社会の変革のイメージ】

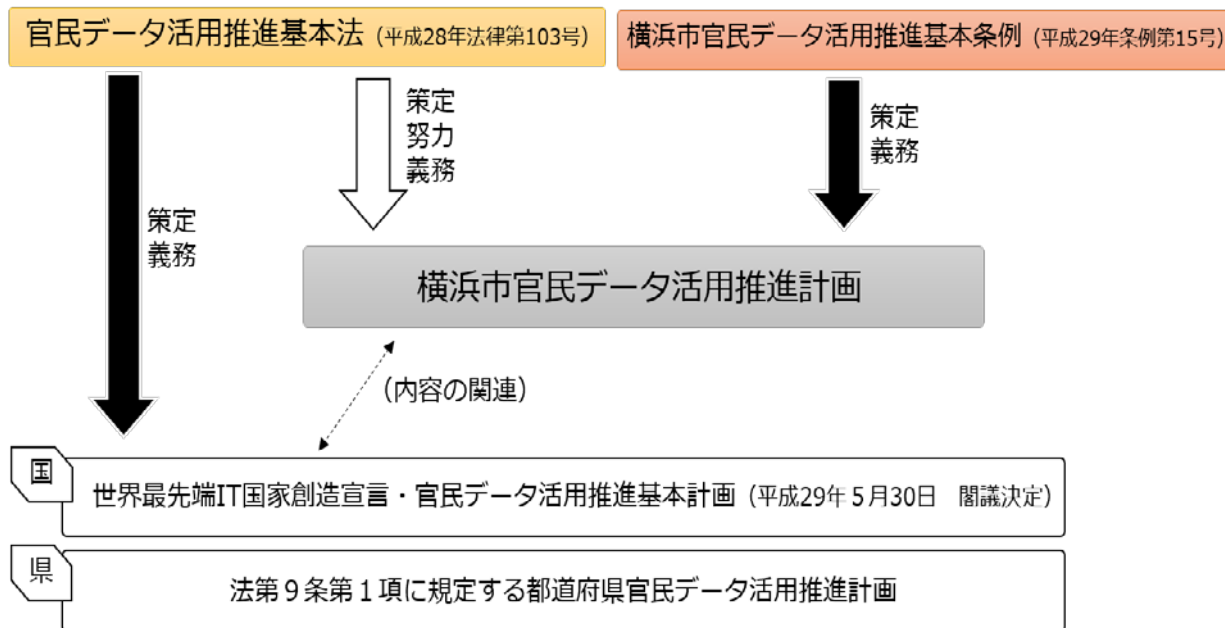


(出典)平成27年5月 産業構造審議会商務情報流通分科会情報経済小委員会 中間とりまとめ

2 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条第3項に規定する計画として、条例第3条に基づき策定する計画です。

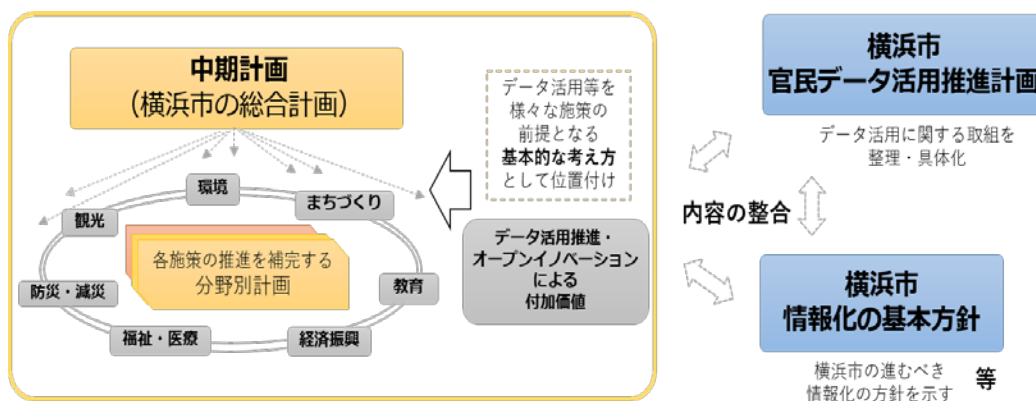


(2) 本市の計画等との関係

本計画は、官民データ¹活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に進めるための計画です。

平成30年1月に公表した「新たな中期計画の基本的方向」においても、「IoT、AIなどの技術革新や価値観の多様化が進むなか、社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、データ活用の推進とオープンイノベーションによる新たな価値の創造、地域コミュニティの視点に立った課題解決を基本姿勢として、これまで以上に積極果敢に取り組を進めます。」と記載しており、データ活用の推進とオープンイノベーションによる新たな価値の創造は、新たな中期計画(以下、「中期計画」という。)における様々な施策の前提となる基本的な考え方として位置付けています。

本計画では、官民データ活用の推進に関する本市の基本的な方針や、個々の取組の前提となる施策の考え方を整理し、より具体的に示すことで、中期計画に掲げるねらい及び条例の理念の実現に向けた取組を一層推進していくことを目指します。また、本市の進むべき情報化の方針を示す横浜市情報化の基本方針²や関連する他の分野別計画と、方向性や取組内容等の整合を図ります。



¹ 官民データ活用推進基本法第2条において「官民データ」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第13条第2項において同じ。)に記録された情報(国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第26条第1項において同じ。)若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行にあたり、管理され、利用され、又は提供されるものと定義されている。

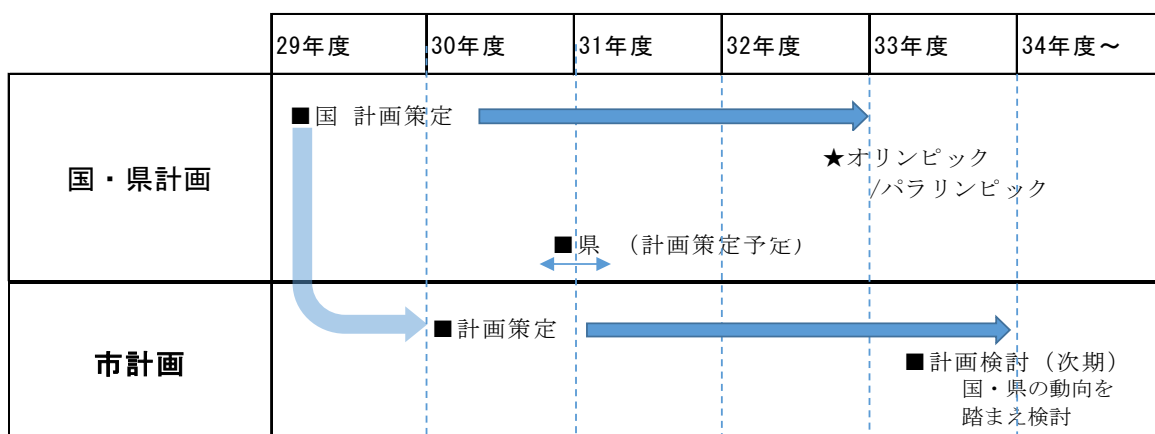
² 概ね2025年頃を展望した本市の情報化について目指すべき姿と方向性(情報化ビジョン)と中期計画と連動した施策(行動計画)を整理したもの。情報化(デジタル化)の推進は、データの効率的な収集・蓄積につながるため、データ活用の基盤整備としての性質を有するものであり、本計画と内容の整合をとることにより一体的な情報化・データ活用が可能となる。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 か年とします。

平成 29 年 5 月に閣議決定された国の世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定。以下、「国計画」という。)において、「3 年後の平成 32 年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることが必要」とされており、平成 32 年以降の取組については、国から新たな方向性が示されることが見込まれます。

このため、本計画は、本市の中期計画との連動を図りながら、このような国の動きも踏まえて、取組を推進します。



第2章 官民データを取り巻く状況

1 横浜市の現状と課題

人口減少や超高齢社会の進展に伴う様々な課題が表面化する中で、都市間競争の加速、郊外部の活力低下、公共施設の老朽化など、横浜市を取り巻く環境は厳しさを増し、直面する課題はより一層切迫感を増しています。

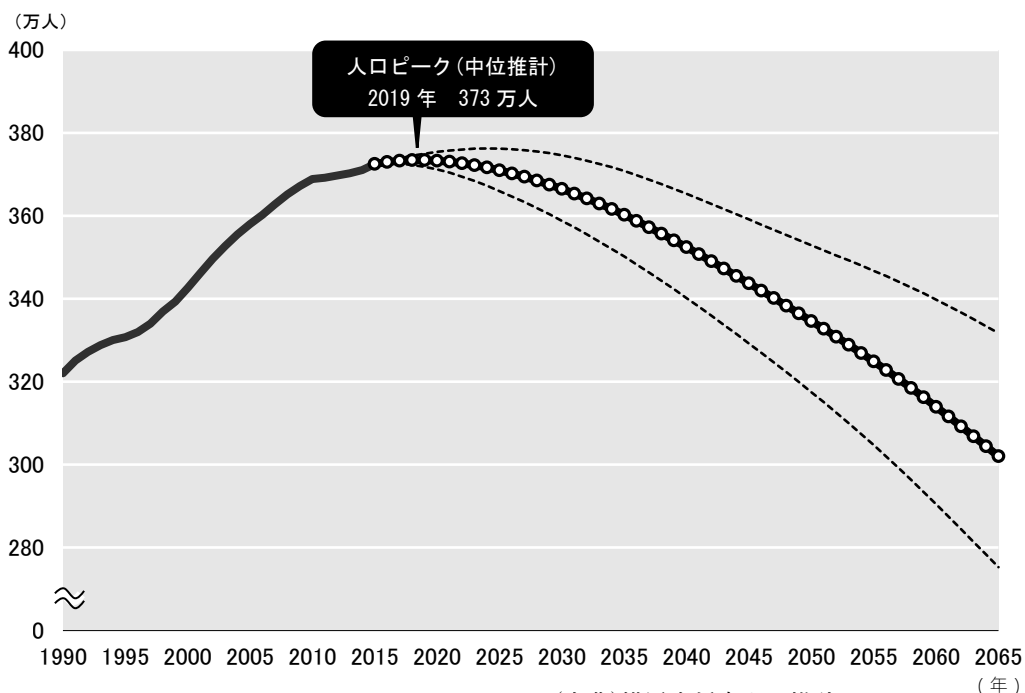
(1) 人口減少・超高齢社会の進行

横浜市の人口は依然として増加傾向が続いていますが、横浜市将来人口推計においては、平成31年をピークに減少に転じると見込まれ、横浜市における人口減少社会の到来は、これまで以上に現実的な課題となっています。

合計特殊出生率は平成17年の1.26から平成27年には1.31となり改善の傾向がみられるものの、出生数自体は減少傾向にあり、平成28年には戦後初めて出生数が死亡数を下回る自然減となりました。

高齢社会も進行し、65歳以上の人口が100万人を超え、75歳以上人口が60万人に迫る、いわゆる2025年問題が間近となっています。さらに、平成12年以降、生産年齢人口(15～64歳)は減少を続けています。こうした人口構成の変化による、社会の担い手の減少も大きな課題となっています。

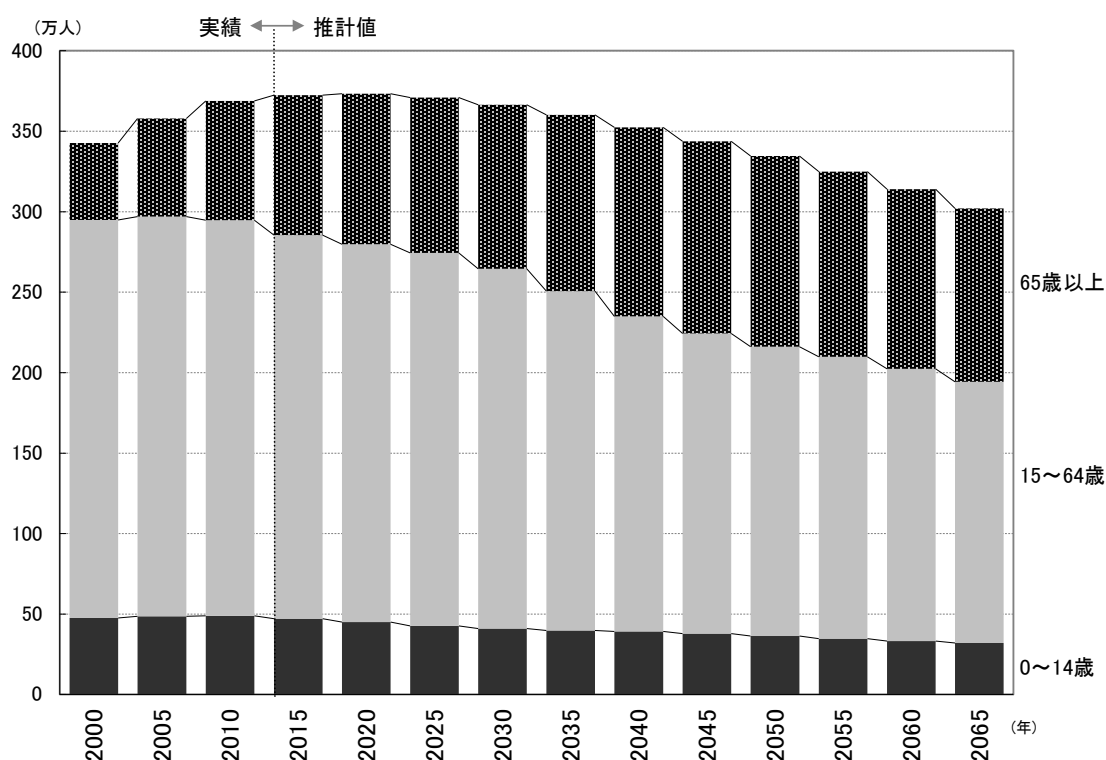
【横浜市将来人口推計】



(出典)横浜市将来人口推計

*平成27年国勢調査の結果を基準人口として推計
(平成29年12月公表)

【横浜市の年齢3区分別人口】



(出典)横浜市将来人口推計

*平成 27 年国勢調査の結果を基準人口として推計
(平成 29 年 12 月公表)

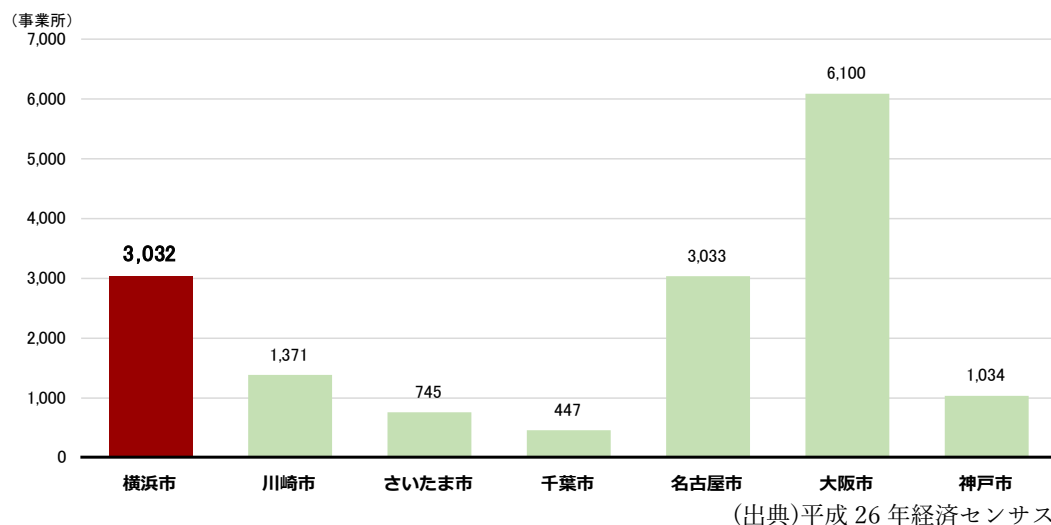
(2) グローバル化の進展、産業構造の変化、技術革新

経済活動のグローバル化の進展や産業構造の変化が加速する中で、特に、ICT の進展がもたらした第 4 次産業革命ともいわれる IoT、AI などの技術革新により、新たな産業やサービスが創出され、経済価値を生み出すとともに、消費や働き方など人々の生活にも大きな影響を与えると考えられます。

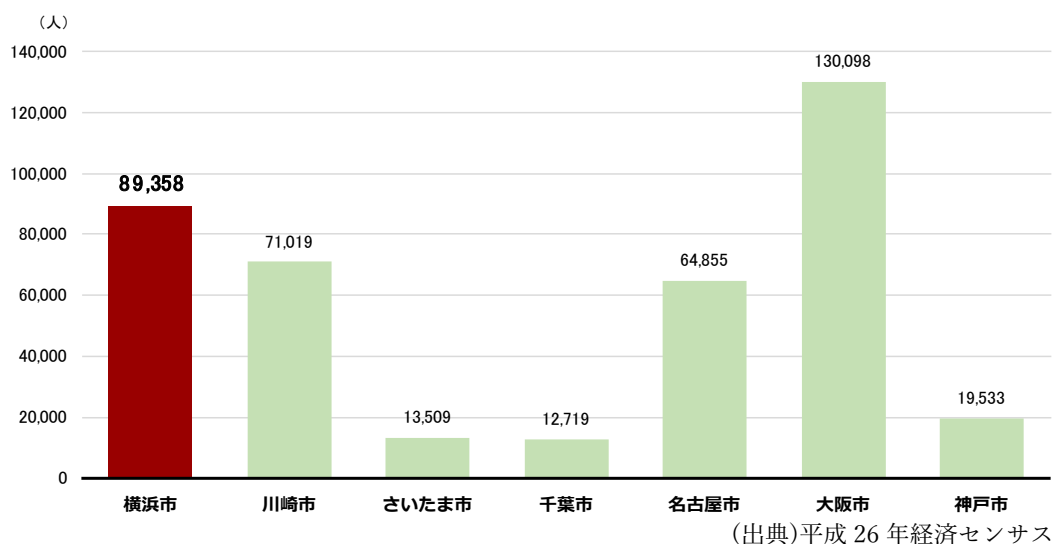
また、本市には、世界的にも有力なエレクトロニクスメーカーや研究開発拠点、IT 事業所が多く立地し、専門的・技術的職業に従事する人は 34 万人を超えています。

このような、市内経済を取り巻く環境に対応しながら経済の活性化を図るためには、国内外から戦略的に企業を誘致するとともに、産業・人材の集積をいかしたイノベーションの創出などを進めていく必要があります。

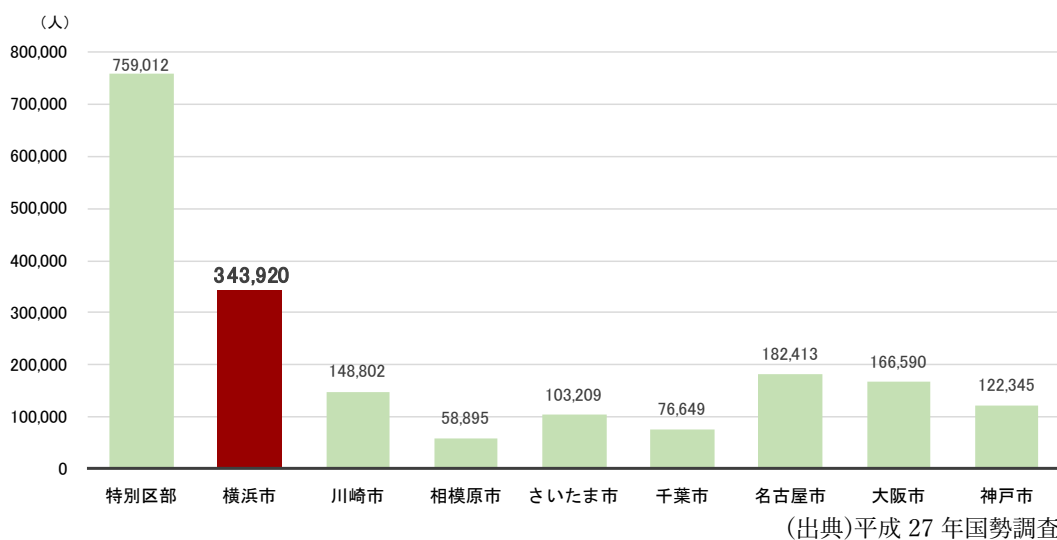
【IT 産業の集積(事業所数)】



【IT 産業の集積(従業者数)】



【専門的・技術的職業従事者数】



2 横浜市のデータ活用に係るこれまでの取組

本市では、これまでも政策立案におけるデータの重要性を認識し、統計情報等を活用した現状分析やニーズの把握に努め、具体的な施策の検討にいかす取組を進めてきました。

また、市民の意識やニーズの変化を把握するための市民意識調査を定期的
に実施するほか、地理空間情報(GIS)データの収集や整備など、施策立案の
基礎となるデータを収集・蓄積し、活用するための環境づくりにも積極的に
取り組んできました。

さらに、市内で活動する企業、NPO等のデータ活用に対する高い関心とニ
ーズを捉え、オープンデータ化を推進するとともに、多様な主体によるデー
タの有効な活用方法に関する検討と取組を重ねてきました。

(1) 様々な事業におけるデータの収集と活用

本市の総合計画である中期計画や、地域福祉保健計画、都市計画マスタ
ープランなど分野別計画の策定をはじめ、区局等における事業の企画・検
討にあたっては、統計情報や実態調査などのデータを活用し、地域の現状
分析やニーズの把握などに努めてきました。

また、人口や事業所数などの基礎的な統計情報や、施設の位置情報など
の地理空間情報(GIS)データの整備と活用の推進にも取り組み、地域など
の空間的分析に活用してきました。加えて、地域の現状や課題をわかりや
すく可視化し、市民との課題の共有などにもいかしています。

さらに、実施する業務に関連して収集したデータの活用にとどまらず、
他部署や他機関の持つデータの活用や、大学、企業等との連携によるデー
タ分析など、新たなデータ活用の試み³も始めています。

(2) データ活用を支える取組

本市では、市政全般の政策課題を明らかにする取組として、政策に関す
る基礎的な調査や研究を行う部署を設け、市政への満足度や要望、日常生
活などにおける心配ごとなどを調査する横浜市民意識調査や、実態分析
などを行っています。

また、区局等が行う実態分析や政策立案への支援として、地理空間情報
(GIS)の活用や、統計などのデータ分析に関する基礎的な知識・技術を習
得する研修を実施しています。

³ 横浜国立大学と連携した医療ビッグデータ(厚生労働省より提供)を活用したがんに関する医療実態把握(医療局)や救急需要(救急出場件数)予測(消防局)、また、独自の技術を持つ企業と連携した高齢者の交通事故抑制事業(道路局)などがある。

さらに、横浜市環境科学研究所や横浜市衛生研究所など、環境・衛生分野における専門的な調査研究を行う部署において収集や分析を行った結果のデータは、区局等における現状の把握や、事業の企画・立案などに利用するとともに、横浜市ウェブサイトなどを通じて、市民や地域活動団体、企業等が利用できるよう共有しています。

(3) オープンデータの取組

平成 24 年 7 月、国において「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）が決定され、公共データ⁴は共有の財産であるという認識の下に公共データの活用を促進する取組の方向性が示されました。

本市においても、平成 25 年 5 月にはオープンデータ推進のためのプロジェクトを立ち上げ、平成 26 年 3 月には推進のための指針を策定し、その指針に基づき統計情報や施設情報などのオープンデータ化を進めています。

また、オープンデータの推進に関する、企業などからの連携の提案や相談の窓口である「オープンデータデスク（平成 29 年度より「共創フロント」に統合）」を設置し、企業等との連携による研究プロジェクトなどを進めています。

⁴ 国・地方公共団体・独立行政法人・公共企業等の保有しているデータ。

(4) 民間における動き

平成 24 年 12 月に、オープンデータを推進するための民間団体「横浜オープンデータソリューション発展委員会」が設立され、公共データを活用したアイデアソン⁵、ハッカソン⁶を開催するなど、行政に先駆けてオープンデータの活用事例を創発してきました。なかでも「Yokohama Youth Ups!」は、市内の高等学校、専門学校、大学と連携し、学生たちの視点と発想で本市の地域課題や魅力向上などについてデータを基に対話する場として、平成 25 年度から実施されています。

また、平成 26 年度には、地域課題を解決することを目的として NPO と企業が連携して運営する ICT プラットフォーム「LOCAL GOOD YOKOHAMA」が開設されました。

このプラットフォームでは、地域課題を収集し、可視化するとともに、クラウドファンディング⁷等を通じて市民が参加することが特徴であり、ICT を活用した新しい取組として他都市にも活動が広がっています。



ICT プラットフォーム LOCAL GOOD YOKOHAMA

⁵ 「Idea(アイデア)」と「Marathon(マラソン)」を合わせた造語。多様な人々が長時間集中的にソフトウェアのアイデアをまとめるイベント。

⁶ 「Hack(ハック)」と「Marathon(マラソン)」を合わせた造語。ソフトウェア開発者が集まり、協議・協力しながら一定期間集中的にプログラムの開発を競うイベント。

⁷ インターネット上で不特定多数の個人や企業から出資を募る資金募集スキーム。

(5) 市民・企業との対話、協働・共創の取組

本市では、これまでも、市民、地域活動団体、NPO、企業、大学・研究機関など、多様な民間主体との協働・共創により、様々な分野において、課題解決や地域活性化等の取組を推進しています。

民間事業者等から公民連携に関する相談・提案を受け付ける窓口である「共創フロント」を通して課題の解決につながった提案件数は、平成20年6月から平成29年3月末までの約9年間で272件に達するなど、様々な成果を生み出しています。

また、本市のビジネス面の強みであるグローバル企業や研究開発拠点の集積、ベンチャー企業の立地等の特徴をいかし、産学官金等が連携してイノベーションの環境づくりなどを推進する「I・TOP 横浜⁸」や「LIP. 横浜⁹」などのプラットフォームを立ち上げ、IoT、AI など先端技術を導入した新たなプロジェクトも進めています。



I・TOP 横浜

⁸ IoT オープンイノベーション・パートナーズの略称。横浜経済の強みである「ものづくり・IT産業の集積」を活かし、IoT等(IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等)を活用したビジネス創出に向けた、交流・連携、プロジェクト推進、人材育成等の場。

⁹ 横浜ライフイノベーションプラットフォームの略称。健康・医療分野のイノベーションを持続的に創出していくことを目的とし、産学官金が連携して取り組むためのプラットフォーム。

3 ICTの進展とデータ活用への期待の高まり

(1) ICTの進展等の技術的背景

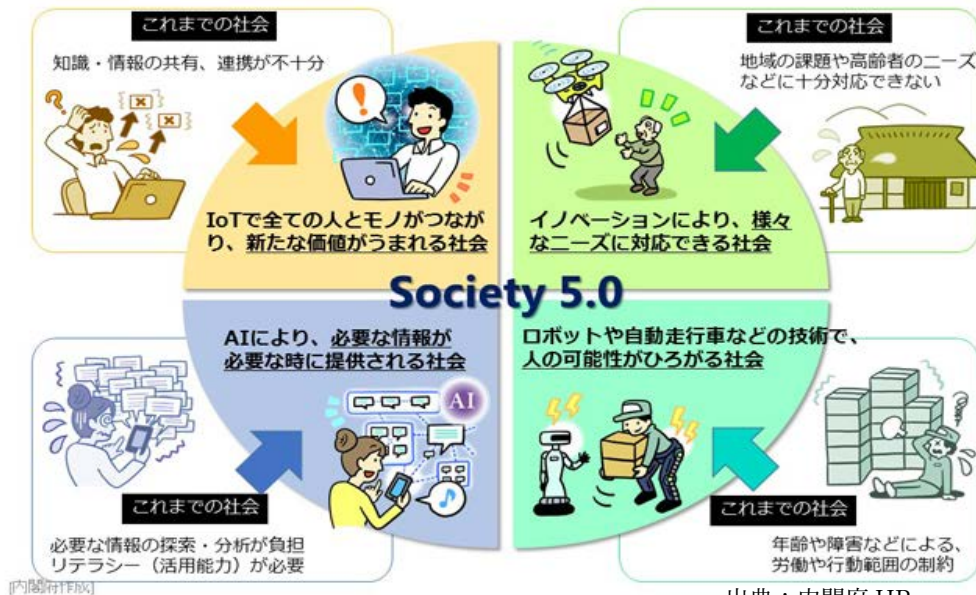
スマートフォンやIoTの普及、有線・無線ネットワークの高速化、クラウドコンピューティングによるデータ保存の大容量化など、近年のICTの進展に伴い、インターネットを通じてやり取りされる情報は、文字情報に限らず、画像・映像データ、位置情報、センサー情報など、多様化が進んでいるほか、リアルタイムでの流通が進むことで、活用できるデータ量が爆発的に増加しています。

さらに、コンピュータの処理能力の向上やAI等の技術革新も進み、膨大なデータも効率的に分析・活用できる環境が整いつつあります。

(2) 国の取組の方向性

国においては、我が国が世界に先駆けて直面している人口減少・超高齢社会の進展の下、生産性の向上と新たな需要創出が喫緊の課題であるとして、IoT、AIなどICTに関する先端技術を国民生活やあらゆる産業等に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会的課題を解決していく「Society5.0¹⁰」の実現に向けた取組を始めています。

【Society5.0の社会像】



¹⁰ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(3) 横浜市におけるデータ活用への期待の高まり

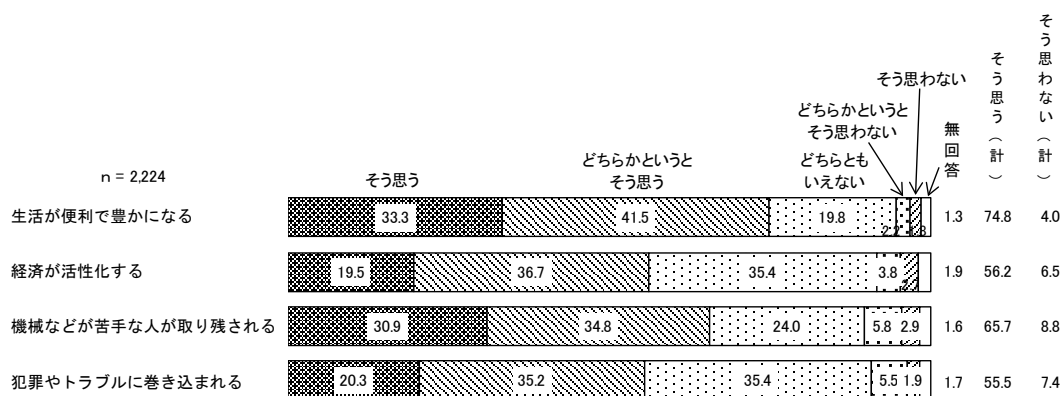
「市内企業の IoT に関する技術・サービスの導入に関する実態調査(第 98 回横浜市景況・経営動向調査(平成 28 年 9 月実施)(特別調査))」によると、IoT を業務や製品サービスに「活用している」「活用予定がある」のは合わせて 21.5%、「関心はあるが、活用予定はない」を含めると 75.7% と多くの市内企業が関心を持っていることが分かります。一方で、「人材の確保又は育成」や「活用するノウハウを得ること」など活用の際の課題も多く挙げられています。

また、「平成 26 年度横浜市民意識調査」では、欲しい情報の入手手段として約 70%の人がインターネットを挙げるとともに、過半数を超える人が、情報化の進展により「生活が便利で豊かになる」(75%)、「経済が活性化する」(56%)と回答しています。一方で、66%の人が「機械などが苦手な人が取り残される」、56%の人が「犯罪やトラブルに巻き込まれる」と回答しています。

このように、市民、企業ともに、ICT やデータの活用が市民の利便性向上や経済の活性化に繋がることを期待する反面、人材の確保・育成などに課題や不安を感じる人も多いことが見て取れます。

このため、市民生活や業務、製品サービスに ICT やデータを積極的に活用し、市民の利便性向上や経済の活性化を図るとともに、人材の育成やセキュリティの確保を図ることで、これらの課題や不安を解消していくことが求められていると考えられます。

【情報化の進展が、暮らしに対してどのような影響を及ぼすと思うか】



(出典)平成 26 年度横浜市民意識調査

また、市政運営においても、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、IoT、AIをはじめとする先端技術を積極的に取り入れ、市民サービスの向上と行政の効率化を図るとともに、社会に流通する多様なデータを活用し課題を明確にしたうえで、より効果的かつ効率的に施策を推進することが求められています。

さらには、官民を挙げてデータを活用した取組を推進することにより、分野横断的な連携を生み出し、新たなサービスやイノベーションの創出を促し、地域課題の解決や市内経済の活性化、市内企業の振興に寄与することが期待されています。

第3章 基本方針

1 官民データ活用の推進に関する施策の考え方

第2章に記載したとおり、今後、日本全体と同じく、本市も少子高齢化により生産年齢人口が減少し、労働力や社会の担い手不足をはじめとした超高齢社会の進展に伴う様々な課題が表面化するとともに、社会保障費の増加や税収の減少などにより、財政状況もより一層厳しくなることが見込まれます。

このような状況において、必要な行政サービスを提供し、市民生活の維持・向上を図るためには、限られた資源でより大きな効果を得ることが不可欠です。

そのためには、近年のICTの進展やデータ活用環境の向上を踏まえ、行政手続や業務のデジタル化を推進するとともに、データを重視した政策形成を推進し、より効果的かつ効率的な行政運営を進めることが必要です。また、データを重視した政策の検討を進めるため、データを横断的に活用できるよう、情報システムに係る規格の整備や互換性の確保を図ることが必要です。

さらに、データ活用への期待の高まりを捉え、市民、企業、大学等の多様な主体との連携により、先端技術やデータを活用して社会的課題等の解決や新たな価値の創造に取り組むことは、新たなビジネスチャンスを生み出すなど、市内経済の活性化にも寄与することが期待できます。

こうした連携の取組を推進するためには、民間の利用ニーズに即した、より活用用途の広いデータを行政から民間に提供することが重要となるとともに、情報通信技術の利用の機会等の格差解消や、データに関する教育・普及啓発を進め、誰もが官民データの活用による利益を享受できるよう、市民が安全で安心して暮らせる豊かな生活環境の実現に取り組むことも不可欠です。

今後は、これまでの本市のデータ活用の取組や、本市を取り巻く環境の変化、ICTの進展、条例の制定などを踏まえ、本市のデータ活用の基盤を更に強固なものにするために必要となる施策を進めます。

2 官民データ活用の推進に関する施策

「基盤・環境の整備」「データの整備」「データの活用」の観点から、次の9つの施策を推進します。

また、データ活用の場面として、「庁内」と「市民・大学・企業等」による活用を想定しながら取組を進めます。

- 施策1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進
- 施策2 行政に係る手続のオンライン化の推進
- 施策3 行政が保有するデータの活用の推進
- 施策4 マイナンバーカードの普及及び活用
- 施策5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正
- 施策6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保
- 施策7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発
- 施策8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進
- 施策9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究

(1) 基盤・環境の整備

データを重視した政策形成の推進や、各種システムの規格整備、互換性確保等の基盤・環境整備の側面からも取組を着実に進め、市民サービスの向上につなげるとともに、情報流通社会に対応した市政運営を進めます。

【関連：施策1、施策2、施策4、施策6】

(2) データの整備

統計などの基礎的データの充実や、民間ニーズを捉えたオープンデータの公開を進め、あらゆる主体が活用しやすいデータを整備します。

【関連：施策1、施策3】

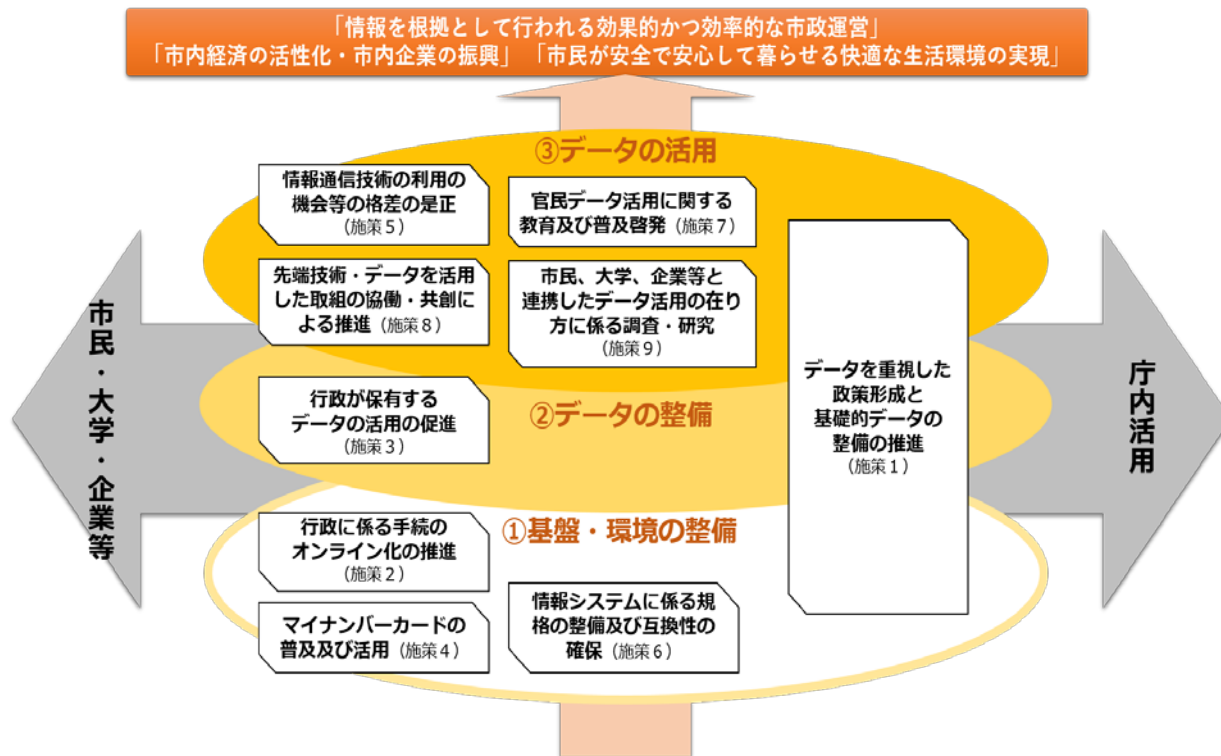
(3) データの活用

効果的かつ効率的な市政運営に向け、データを重視した政策形成を推進するとともに、本市の強みである企業等との協働・共創の取組により、IoT、AIなど先端技術やデータの積極的な活用を進めます。

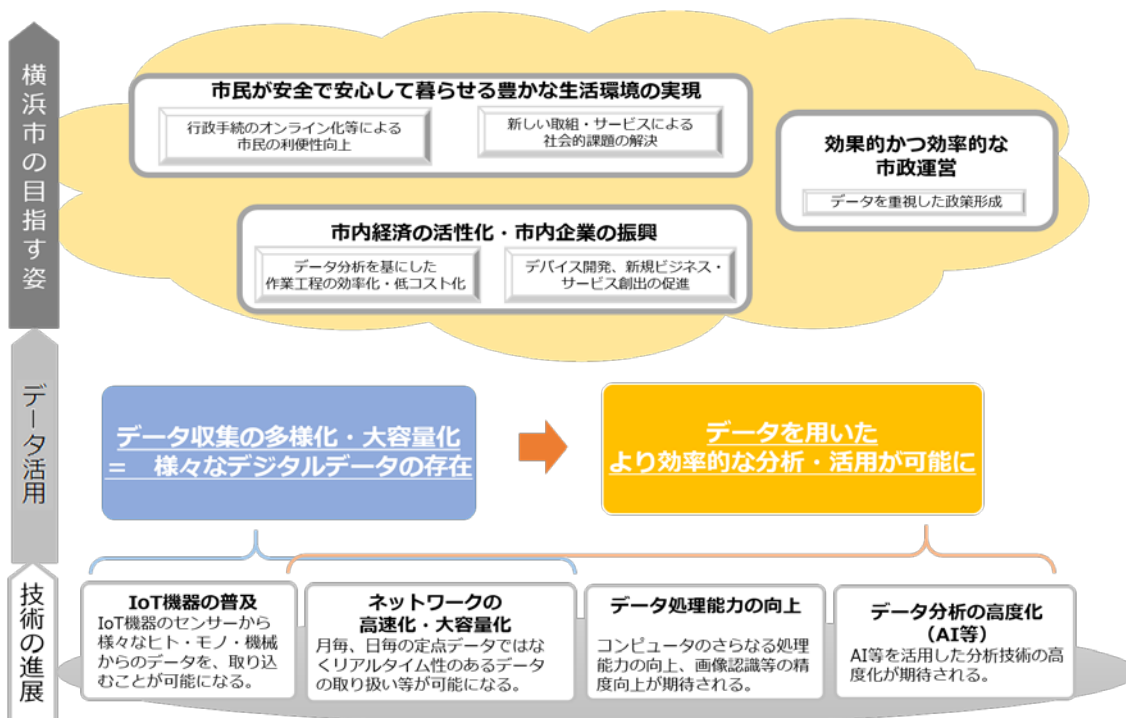
また、情報格差に対する対策を進めるとともに、市民、企業、市職員など誰もがデータを活用できるよう、教育・普及啓発に取り組みます。

【関連：施策1、施策5、施策7、施策8、施策9】

【官民データ活用の推進に関する施策の関連】



【データ活用による効果と ICT の進展の関連】



第4章 官民データ活用の推進に関する施策

1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進

本市では、現状や課題をデータに基づいて分析し、各種計画の策定にあたっては、アンケートを実施して施策効果を測定するなど、様々な場面でデータを作成・取得し、政策形成に活用しています。

行政資源に限りがある中で、効果的かつ効率的な市政運営を進め、多様化する市民ニーズに応えていくためには、政策形成の各プロセスにおいて、これまで以上にデータを有効に活用していくことが必要となります。また、活用するデータは、市単位、区単位だけでなく、地域単位のデータを地域住民と共有することで、地域課題の解決に向けた、より効果的な政策の形成につなげていくことも重要となります。

このため、庁内でデータを重視する意識を高め、組織全体でよりデータを重視した政策形成が行われるよう必要な取組を検討し、推進します。

併せて、取組の前提となるデータの整備についても着目し、必要なデータを庁内で有効活用できるよう、データの整理・整備を推進します。

(1) データを重視した政策形成の推進

データ活用や協働・共創の取組を庁内横断的に検討・推進するための組織である「オープンイノベーション推進本部会議」等を通じて、具体的な活用事例を広く共有し、庁内におけるデータ活用を更に推進します。

また、施策や事業の検討にあたり、各部署が保有するデータの分析に加え、他部署や企業等、多様な主体が保有するデータを組み合わせることで、より精度が高い分析につなげる取組なども生まれていることから、データ活用の際に必要な視点やプロセスをまとめ、市職員向け研修などで周知することで、意識の醸成に努め、各部署における取組を推進します。

さらに、国においては、統計等データを用いた事実・課題の把握や、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善などにより、政府全体として証拠に基づく政策立案(EBPM :Evidence Based Policy Making)を進めていることから、本市においても、データ等客観的な証拠に基づく政策立案に向けた検討として、本市や他自治体等の事例を調査・分析し、体系的に整理したうえで、その検討に適する分野や、実施プロセスなどをまとめ、試験的施策や、事業がもたらした効果や変化を精緻に測定するインパクト評価等についても検討を進めます。

こうした取組を通じて各分野の政策形成プロセスにおけるデータ活用

を更に推進します。

(2) 基礎的データの整備の推進

施策や事業検討に活用されているデータを調査し、活用ニーズの高いデータの把握を進め、活用の円滑化に努めます。また、統計情報など既に整備されているデータについても、国の統計改革に関する取組を踏まえ、より活用ニーズに合った形式での整備・公開について検討を進めます。

なお、データを重視した政策形成の推進にあたっては、データの環境整備も重要となることから、各施策の推進に関連して生成された情報及びデータの適切な管理の在り方について検討を行うとともに、併せて業務の効率化など、行政運営への活用についても検討を進めます。

<評価指標>

- ・政策形成等において、データ活用を意識している市職員の割合
- ・政策効果を実証するために実施した試験的施策数

<スケジュール>

- ・平成 30 年度…データ活用に係るアンケートの実施
- ・平成 31 年度…データ活用環境の検討、試験的施策の実施

2 行政に係る手続のオンライン化の推進

平成 15 年に行政手続のオンライン化を可能とする行政手続オンライン化法¹¹が施行されたことを受け、本市においても平成 16 年に行政手続オンライン化条例¹²を制定し、行政手続のオンライン化を進めてきました。

一方で、既にオンライン化を実現した手続についても、利用件数や利用率の状況を考慮し、必要に応じて再検討を行うなど、市民の利便性や費用対効果の観点から、真に効果的なオンライン化を実現するよう、取り組んでいます。

平成 29 年に、マイナンバー制度の導入に合わせ、全国的にマイナポータル¹³の運用が開始されたことも踏まえ、引き続き行政手続のオンライン化を推進します。

なお、推進にあたっては、国が示す「全国的にオンライン化に向けて取り組むべき手続及びその方策」等を踏まえ、本市として優先的に取り組むべき手続とその方策を決定します。

(1) 行政手続のオンライン化

市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、国が示す方策等に基づき原則としてオンライン化を検討し、手続の利用件数やオンライン化による効果を検証したうえで計画的に実施します。手続のオンライン化の検討にあたっては、利用機会等の格差の解消に関わる施策と相まって、市民及び企業から見て使い勝手が良い、「市民にやさしい」¹⁴サービスを実現します。

(2) 簡易な手続のオンライン化

厳密な本人確認を要しないイベント等への参加申込みなど、簡易な手続については、原則としてオンライン化するものとします。

¹¹ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)

¹² 横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年条例第 67 号)

¹³ マイナンバー制度の導入に合わせて国が新たに構築した、国民一人ひとりが個人番号カード(マイナンバーカード)を利用しアクセスできるポータルサイトのこと。自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを受けることができる。平成 29 年 11 月から本格運用を開始。

¹⁴ 横浜市情報化の基本方針の情報化ビジョンにおける行政手続に関する方向性を表す言葉。IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略本部会議が決定した「デジタルガバメント推進方針」に掲げる「サービスデザイン思考」と近似する考え方で、これは利用者がその手続を利用しようとした背景や、利用者の心理や行動等を含めた体験全体を最良とすることを目標にしてサービスを設計することを意味する。

(3) マイナポータル等の活用

給付の支給決定など、厳密な本人確認が必要な行政手続については、確実な本人確認や申請書類の真正性を確保したオンライン申請の受付等が必要なため、公的個人認証機能等を搭載したマイナンバーカードを利用するマイナポータル等を活用し、市民の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

(4) 業務の見直し

「市民にやさしい」サービスの提供にあたっては、現在行っている行政手続を前提に ICT を活用したサービスの実現を図るだけでなく、マイナンバーを利用した他行政機関等との情報連携による添付資料の削減や行政事務の効率化、利用機会等の格差等も考慮し、業務を再設計する必要があります。

手続のオンライン化の検討にあたっては、「市民にやさしい」サービスの実現と効率的な行政運営の両立をめざして、業務の見直しを進めます。

<評価指標>

- ・ マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数
- ・ 平成 30 年度末までに、本市が優先的に取り組むべき手続とその方策を取りまとめ、進捗等に関する主要な評価指標を設定する。

<スケジュール>

- ・ 平成 30 年度…マイナポータル等を活用した電子申請の開始
- ・ 平成 30 年度…国が示す「地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策」等を勘案し、本市において優先的に取り組むべき手続とその方策を整理
- ・ 平成 31 年度…国が示す「マイナンバー制度等を活用した住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化に向けた方策」¹⁵等を勘案し、本市の手続における添付書類の削減に向けた取組方針を整理

¹⁵ 国は、「行政目線の『行政手続』から事業者目線の『公共サービス』への転換」を掲げ、行政手続のオンライン化を含めた中長期的な電子行政推進の計画を、平成 30 年上半期を目途に策定に取り組むこととしている。(未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定))

3 行政が保有するデータの活用の推進

本市では、市が保有するデータは市民等と共有し活用できる重要な資産であるとの考えに基づき、地域課題の解決や市内経済の活性化に向けて、平成24年度から国や民間と連携してオープンデータの推進に取り組んでいます。

平成26年3月には、本市のオープンデータ推進の基本的事項を定めた「横浜市オープンデータの推進に関する指針」（以下、「市指針」という。）を策定しました。

市指針に基づき、保有するデータのオープンデータ化を進め、平成26年7月には横浜市ウェブサイト、オープンデータの専用サイト「オープンデータカタログ（試行版）」を開設し、約550のデータセットを公開（平成30年1月現在）しています。

また、平成26年6月には、民間からのオープンデータ推進に向けた連携の提案や相談の窓口である「オープンデータデスク（平成29年度より「共創フロント」に統合）」を設置したほか、企業やNPO、大学・研究機関等との連携によるオープンデータ活用に関するプロジェクトを実施するなど、取組を進めています。

今後は、横浜市ウェブサイトとオープンデータカタログの連携や、データを活用しやすい環境の整備等により、本市が公開するオープンデータについて質・量ともに充実を図るとともに、市民や企業、大学・研究機関等との連携を更に推進します。また、個人及び法人の権利利益の保護を図りつつ、パーソナルデータ¹⁶を活用できる仕組みや知的財産の取扱いについて検討します。

(1) 指針の改定

国の「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）等に表示されたオープンデータ・バイ・デザイン¹⁷の考え方や、政策立案の根拠となったデータを含め、保有するデータは全てオープンデータとして公開する原則を踏まえながら、横浜市ウェブサイトとオープンデータカタログの連携によるデータ公開の基本的なルールや、オープンデータの定義を新たに盛り込むなど、市指針の改定を行います。

¹⁶ パーソナルデータについて、明確な定義はないが、個人情報保護法が規定する「生存個人の識別情報」よりも広く、位置情報や購買履歴などの個人識別性のない情報も含まれた「個人に関する情報」を指すとされる。（総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」（平成25年6月12日））

¹⁷ 公共データについて、オープンデータ化を前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

(2) オープンデータ整備・活用環境の改善

オープンデータの公開・利用の基盤となる横浜市ウェブサイトの再構築を平成30年度末までに進め、オープンデータとして公開するための作業を省力化することで、公開の効率化、迅速化を図ります。

また、平成30年度末までに構築予定の新たなオープンデータカタログにおいても、必要なデータの検索しやすさやAPI¹⁸機能などによる利便性を向上させるとともに、一部のデータをより二次利用が容易にできるデータ形式¹⁹で公開するなど、活用を容易にする環境づくりを進めます。

(3) オープンデータのフォーマット標準例の利用による統一化の検討

国が地方公共団体向けに提示するオープンデータの「推奨データセットフォーマット標準例²⁰」を参考に、データの横断的な活用の推進に向けて、本市が整備するオープンデータのデータ項目や語彙の統一など公開のあり方について検討します。

(4) 民間ニーズを踏まえたオープンデータの公開

オープンデータがより一層活用されていくためには、企業等の利用ニーズ等を踏まえたデータが公開されていることが重要です。データを活用する企業等と直接対話する場として、国が開催する「官民ラウンドテーブル²¹」が設けられており、そこで示された民間ニーズを的確に把握し、それを受けて国が地方公共団体に求めるオープンデータの公開のあり方、「推奨データセットフォーマット標準例」等を参考にしながら、本市として優先的に公開すべきデータセットについて検討します。

市職員が自らの保有するデータを有効に活用する取組姿勢を持って、民間ニーズを踏まえたオープンデータの公開を推進します。

¹⁸ Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要なプログラムを定めた規約のこと。

¹⁹ Tim Berners-Lee が提唱しオープンデータの評価指標として知られる「5スターオープンデータ」では、オープンデータの公開レベルを5段階にランク付けしている。現在本市が公開しているオープンデータの多くは、1～3段階にあたるPDFやExcel、Word、CSVなどの形式である。より機械判読に適したデータ形式としてRDF、LODなどが4、5段階に位置付けられている。

²⁰ 地方公共団体によるオープンデータの公開とその活用を促進するために、地方公共団体が最低限公開することが望ましい推奨データセットとデータ項目(名称、住所など)の定義を示したフォーマット標準例。国が検討を進めており、町別人口、子育て施設一覧など14のデータセットが選定されている。

²¹ 民間ニーズに即したオープンデータの取組と活用を促進するため、データ活用を希望する事業者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場。

(5) オープンデータの活用に向けた市民、企業等との協働・共創

地域課題の解決や市内経済の活性化に資するオープンデータの活用に向けて、市民、企業、教育・研究機関等との連携を進めます。

また、より一層のオープンデータの利便性向上に向け、国や関係機関等と協定の締結等により、地理空間情報(GIS)等の共有・活用を図ります。

(6) データの提供に関する取扱いの検討

本市が保有する個人情報の活用については、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的にパーソナルデータを活用する仕組みを検討する必要があります。

このような仕組みについて、国が保有する個人情報については、行政機関非識別加工情報として法整備²²が行われたほか、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入に向けた国の検討²³が行われているため、これらの状況を踏まえ、本市における検討を進めます。

また、データ活用に関する契約上の適正な取扱いの確保や、公正な競争秩序の確保等についても、知的財産推進計画 2017²⁴を踏まえ、国の検討が行われています。これらの状況を踏まえ、本市が保有するデータの利用条件設定等について、必要な検討を進めます。

²² 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 51 号)

²³ 地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会。平成 29 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、地方公共団体が非識別加工情報の仕組みを導入するにあたり、窓口、非識別加工情報の作成受託機関の共同設置や各地方公共団体における統合的なルール整備といった観点から検討を行うことが示されており、平成 29 年度に一定の結論が得るものとされている。

²⁴ 平成 29 年 5 月 16 日知的財産戦略本部会合決定。

<評価指標>

- ・オープンデータカタログにおける公開データセット数
- ・オープンデータカタログにおけるアクセス件数
- ・より二次利用が容易にできるデータ形式(RDF²⁵、LOD²⁶など)で公開したデータ数

<スケジュール>

- ・平成 30 年度…オープンデータの推進に関する指針の改定
- ・平成 31 年度…横浜市ウェブサイトと連動したオープンデータカタログの公開

²⁵ Resource Description Framework の略で、リソースに関する情報を記述するための枠組み。RDF に基づいたデータは、ウェブ標準のフォーマットによりソースを特定する識別子を持っており、他のデータから参照することが可能である。

²⁶ Linked Open Data の略。他のデータと相互にリンクしているデータで、これまで存在を把握していなかったデータの検索や取得が容易となる。

4 マイナンバーカードの普及及び活用

マイナンバー制度は、平成 27 年 10 月から国の新たな社会基盤として導入され、本市においても通知カード及びマイナンバーカードの交付や社会保障制度の各種申請等でマイナンバーの記載が開始しています。

また、平成 29 年 11 月からは、法令等で定められた事務において、マイナンバーを利用した他機関等との情報連携が開始され、添付資料等の削減が図られるとともに、国民一人ひとりが利用できるマイナポータルも本格稼働しています。

マイナンバーカードの全国的な交付率は、国民の 1 割程度(平成 29 年 8 月末日時点(総務省調べ))であり、国はマイナンバーカードの普及に向けて、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要であるとして、その活用の推進など利便性の向上に取り組んでいます。

本市においても、マイナンバーカードの申請率は、市民の約 15%程度(平成 29 年 10 月末日時点)であり、引き続き、マイナンバーカードに搭載された機能を地域及び市民のニーズに合ったサービスの提供に活用することで、「持ちたい」という市民意識を醸成し、マイナンバー制度の趣旨である市民の利便性向上と行政事務の効率化の実現に寄与します。

(1) マイナンバーカードの活用推進

本市では、平成 29 年 1 月からマイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービス²⁷を開始しています。

国のマイナンバーカード活用推進ロードマップも踏まえながら、本市の地域及び市民のニーズに合ったマイナンバーカード活用の取組を検討・推進します。

また、積極的な広報により、マイナンバーカードを「持ちたい」という市民意識の醸成に取り組みます。

(2) マイナポータル等の活用(再掲)

給付の支給決定など、厳密な本人確認が必要な行政手続については、確実な本人確認や申請書類の真正性を確保したオンライン申請の受付等が必要なため、公的個人認証機能等を搭載したマイナンバーカードを利用するマイナポータル等を活用し、市民の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

²⁷ マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、各種証明書が取得できるサービス。平成 30 年 1 月現在、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍(全部・個人事項)証明書が取得可能。

(3) マイキープラットフォーム構想の検討

各種市民利用カードをマイナンバーカードに一体化する等、マイナンバーカードの活用を目指して、国が推進する「マイキープラットフォーム構想²⁸」について、本市においても検討を進めます。

<評価指標>

- ・マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数

<スケジュール>

- ・平成 30 年度…マイナポータル等を活用した電子申請の開始
- ・平成 31 年度以降…電子申請の拡充

²⁸ マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげる構想。

5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正

ICTの進展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化しています。しかし、情報機器を取り扱う知識、身体的な条件その他の要因により、情報機器による情報入手に困難を伴う場合があります。

また、行政情報の提供にあたっては、情報が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

本市では、能力や障害をはじめとした様々な要因により生じる情報格差に対し様々な支援を講じるとともに、高齢者や障害のある市民にも見やすいよう、平成30年度に向けてウェブアクセシビリティ²⁹のJIS規格³⁰に準拠した横浜市ウェブサイトの構築を進めています。

今後、官民データの活用を推進する一方で、様々な要因による情報通信技術の利用の機会等の格差が広がることのないよう、必要となる支援策を実施するとともに、市民・企業等が必要な情報を取得できるよう情報を発信します。

(1) 様々な要因に起因する格差に対する支援

「平成26年度横浜市民意識調査」では、情報化の進展により「機械などが苦手な人が取り残される」と回答した割合が60%を超え、今後、情報通信技術の利用の機会等の格差が広がることが懸念されます。

データ活用に係る取組を推進するとともに、能力、身体的障害、収入、国籍等、様々な要因に起因する格差に対し、状況に応じて、必要な支援を行います。

また、こうした格差は企業等においても生じることから、市内企業がIoTを業務や製品サービスを活用する際の課題である人材の確保及び育成等に対しても、情報通信技術の活用に必要な教育・学習の機会を積極的に提供します。

(2) 情報の的確な発信

市民・企業等が本市の情報を的確かつ迅速に受け取ることができるよう、情報通信技術の利用の機会等の格差に留意した情報発信に努めます。

²⁹ 高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

³⁰ 日本工業規格(JIS=Japanese Industrial Standardsの略)。日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格。

<評価指標>

- ・横浜市ウェブサイトの JIS 規格(JIS X 8341-3:2016)の適合レベル AA への
準拠
- ・情報格差是正に向けた取組数
- ・企業等からの IoT 導入に関する相談対応件数

<スケジュール>

- ・平成 30 年度末までに横浜市ウェブサイトを JIS 規格(JIS X 8341-3:2016)
の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

本市では、昭和 41 年度以降、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目的として、情報化を進めてきました。

これまでに様々な業務において情報システムが導入され、業務の質や効率、サービス内容が大きく向上した一方で、情報システムに関わる経費や、システム障害が業務の継続性に与える影響が拡大するなど、情報システムをより安全で効率的に運用することが必要不可欠になっています。

仮想化技術³¹等の新たな技術を活用し、サーバ機器等を「庁内プライベートクラウド³²」に集約することにより、情報システムにかかるコストの抑制や業務継続性の確保、情報セキュリティの向上などを進めるとともに、関連施策を踏まえたデータの相互運用性の確保を進めます。

(1) データの共同利用とシステム連携

データを円滑に連携させ、共同利用による活用を図るため、国において策定する「データ(語彙、コード、文字等)の標準化、API 等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備にかかる指針」を踏まえ、本市として効率的な情報システムの整備を進めます。

(2) クラウドコンピューティング技術の活用

近年、情報システムにかかるコストの抑制や業務継続性の確保、情報セキュリティの向上等を目的として、国において自治体の基幹情報システムのクラウド化(自治体クラウド³³)が推奨されていますが、本市をはじめとする指定都市などの大規模自治体では、対応したソフトウェア等がなく、導入する場合は大規模なカスタマイズが必要になるなど、費用面や利便性の観点から多くの課題があります。

そこで、仮想化技術や耐災害性の高い民間データセンターなどを活用した「庁内プライベートクラウド」への集約を進め、情報システムにかかるコストの抑制や、災害時を含む業務継続性の確保、情報セキュリティの

³¹ コンピュータやハードディスク、OS やアプリケーションなどを物理的構成に拠らず柔軟に分割したり統合したりする技術。1 台のものをあたかも複数台であるかのように利用できたり、逆に複数台のものをあたかも 1 台であるかのように利用することができる。クラウドコンピューティングには主に仮想化技術が利用されている。

³² 本市が独自に設置する仮想化技術を活用した情報システムのサーバ集約基盤。本市では、堅牢な外部のデータセンターに設置している。

³³ 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

向上等を図るとともに、引き続き自治体クラウドにかかる市場の動向や、全国的な業務標準化の動向を注視します。

(3) 先端技術の活用

技術革新による性能向上やコストダウンが非常に早い ICT の特性を踏まえ、新たな技術の活用も視野に入れた業務の定期的な見直しや評価を行うことが必要です。

IoT や AI、クラウドコンピューティング・サービス関連技術をはじめとする、情報システムに関わる最新技術の動向や社会情勢の変化を踏まえ、業務の見直しと併せて情報システムの最適化を推進します。

<評価指標>

- ・国が定める「データ(語彙、コード、文字等)の標準化、API 等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備にかかる指針」等を踏まえ、具体的な取組、目標及びその進捗等に関する主要な評価指標を設定します。
- ・「庁内プライベートクラウド」への集約システム数
- ・クラウドコンピューティング・サービス関連技術を利用している、又はデータセンターに収容されているシステムの割合

<スケジュール>

- ・平成 31 年度…国が定める「データ(語彙、コード、文字等)の標準化、API 等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備にかかる指針」等を踏まえ、本市における取組方針を整理

7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発

急速に進んでいく情報流通社会において、データを適切に活用し、地域課題の解決や市内経済の発展につなげていくためには、データ活用に係る知識や能力を持つ人材の育成が重要です。

本市では、子どもの頃から論理的な思考力を身につけ、コンピュータなどの情報機器に慣れ親しむことができるよう、一部の小学校において企業等と連携したプログラミング教育³⁴を推進してきました。新学習指導要領においてプログラミング教育が必須となったことも踏まえ、情報活用能力の養成と併せて、引き続き教育の充実を図ります。

また、平成30年度に、データサイエンス人材の育成に向けて横浜市立大学データサイエンス学部が開設されます。本市としても、横浜市立大学と連携し、データを重視した政策形成を推進するため、市職員の意識の醸成を進めるとともに、データを分析・活用できる人材を育成します。

さらに、市民や企業、NPO等におけるデータの活用を支援し、データ活用に対する関心や理解が深まるよう努めます。

(1) データ活用に関する教育の充実と人材育成

小学校・義務教育学校(前期)からプログラミング教育を展開し、プログラミングの体験を通じた論理的思考力の育成や情報リテラシー教育を目指し、それらを中学校・義務教育学校(後期)、高校における各教科につなげます。

(2) 市民、企業、NPO等に対する普及啓発・人材育成

データ活用に関する事業者向けセミナーの開催等により、市内経済を支える人材の学びや育成を支援します。

また、オープンデータを活用した地域課題の可視化や解決に向けた対話、民間主体で開催されるプログラム開発を行うアイデアソン・ハッカソンに対する支援、データ活用への関心や理解を深めるためのフォーラムの開催などにより、市民や企業、NPOに対する普及・啓発を進めます。

³⁴ 子どもたちが将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」(自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力)を育むため、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。(文部科学省 小学校新学習指導要領解説 総則より抜粋)

(3) 市職員の人材育成

データ活用の重要性に対する意識や、統計データなどを適切に理解し判断するための知識、データ分析に関する実務能力を高め、事業や政策立案にデータを有効に活用できることを目的として、横浜市立大学をはじめとした教育機関や企業等と連携しながら、市職員を対象とした研修等を充実します。

また、行政保有のデータが地域課題の解決などに広く活用されるという視点を持ってデータの整備や公開を進めていけるよう、国が実施する、オープンデータに造詣の深い有識者の派遣や人材育成ツールの提供などの支援を活用しながら、人材の育成を進めます。

さらに、企業等との様々な連携の機会も活用しながら、データ活用に関する民間の知識やスキルを市職員が学び、庁内で広く共有します。

<評価指標>

- ・セミナーなど普及啓発イベント開催数・参加者数
- ・市職員向けデータ活用研修の受講者数

<スケジュール>

- ・平成 30 年度…市職員向けデータ活用研修の充実
- ・平成 31 年度…横浜市立大学と連携したデータ活用人材の相互育成の検討

8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進

本市では、これまでも、市民、地域活動団体、NPO、企業、大学・研究機関など、多様な民間主体との先端技術やデータを活用した連携の取組を推進してきました。

こうした取組においては、企業、市民、学校、行政など様々なステークホルダーによる対話を通じたオープンイノベーションが重要です。すでにみなとみらいや関内地区では企業主体のフューチャーセンター³⁵が設置され、市内各地で地域課題を解決するための対話の場としてリビングラボ³⁶が始まるなど、様々なオープンイノベーションの場が作られつつあります。

また、本市のビジネス面の強みであるグローバル企業や研究開発拠点の集積、ベンチャー企業の立地等の特徴をいかし、企業と連携してイノベーションの環境づくりを推進する取組や、新たなビジネスモデルの創出、中小企業のチャレンジ支援、社会的課題の解決などを目的としたプラットフォームにより、IoT、AIなどの先端技術を導入した産学官金等の新たなプロジェクトも生まれています。

今後は、これまでの取組や成果を踏まえつつ、国や他の自治体等の先進的な取組も参考にしながら、先端技術やデータをより積極的に活用し、多様な民間主体との協働・共創の取組を更に積極的に進めます。

また、データ活用の推進にあたっては、データの収集や解析の手段としてIoTやAIなどICTに関する先端技術の活用が欠かせません。これらの技術は官民データの効果的かつ効率的な活用を図るための重要な基盤であることから、市内経済活性化の視点から、IoTやAI、情報セキュリティなど関連産業の集積や産業振興に向けた取組を進めます。

(1) 先端技術やデータを活用した個別プロジェクトの推進

企業や大学等と積極的に連携し、多様な民間主体が持つIoT、AI、情報セキュリティ関連技術などの先端技術やデータを活用したプロジェクトを推進します。

³⁵ 企業、政府、自治体などの組織が中長期的な課題の解決、オープンイノベーションによる創造を目指し、様々な関係者を幅広く集め、対話を通じて新たなアイデアや問題の解決手段を見つけ出し、相互協力の下で実践するために設けられる施設。1990年代後半から欧州を中心に広がっていったが、横浜でも2010年代から民間企業やNPOを中心にフューチャーセンター機能を持つ施設が開設されるようになっている。

³⁶ 特定の地域＝実生活空間において、地域住民(ユーザー)と企業、NPO、大学、行政など多様な主体の参画による開かれた対話を通じて、暮らしをより豊かにし、まちの課題解決につながる民間主体又は公民連携の取組を創出する実験的活動の場。2000年代から欧州、特に北欧を中心に展開。現在、市内各地で、企業や区役所などが主催し、様々な形態で実施されている。

そのため、「共創フロント」など本市の公民連携の窓口機能の充実・強化を図り、企業や大学等から、IoT、AI など ICT に関する先端技術やデータを活用した、社会的課題の解決や市民生活の利便性の向上に資する提案を広く募ります。寄せられた提案を、関連する区局等へつなぎ、具体化していくことにより、個別プロジェクトを着実に推進していきます。

(2) イノベーションを創出するプラットフォームや多様な人材が交流する環境づくりの充実

産学官金の様々なプレイヤー、国や国内外の機関等と連携を図りながら、IoT、AI、情報セキュリティ関連技術などの先端技術を活用し、付加価値の高い製品・サービス開発などの新たなビジネスを創出するとともに、生産性の向上や販路開拓の課題にチャレンジする中小企業を支援します。さらに、新たな技術の活用やサービス開発によるビジネスの視点からの社会的課題の解決にも取り組みます。

また、イノベーションを創出するプラットフォームである、市内のフューチャーセンター、リビングラボに加え、ベンチャー企業の育成・集積を図り、これらのイノベーターを人材・交流で結ぶネットワークを構築します。

(3) 公民連携の新たな発想に基づく手法・仕組みの導入・普及

「共創ラボ³⁷」、リビングラボ等の市民や企業、大学・研究機関等による開かれた対話の取組や、社会的インパクト評価を基本として公益的な事業に民間の活力や資金を活用する SIB(Social Impact Bond)の取組など、企業や市民の様々なアイデアやデータ、資金を活用しながら、新たな商品・サービス開発、地域課題、社会的課題を解決する、新たな発想に基づく手法や仕組みの検討・導入を進めます。

また、成功事例の共有や市職員への研修などを通じて、こうした手法や仕組みの普及、活用を図ります。

³⁷ 社会的課題の解決に向けて、公平性・透明性を確保したオープンな対話の場を通じて、知恵と仲間を集めながら、解決の力となる行政を含む多様な主体が共創し、具体的な成果としての事業を生み出す実験的な取組。

<評価指標>

- ・先端技術・データを活用したプロジェクト件数
- ・「共創フロント」に寄せられた提案件数のうち、先端技術・データ活用関連の案件数
- ・「共創ラボ」取組テーマ数
- ・リビングラボ実施数
 - ・「I・TOP 横浜」、「LIP. 横浜」 参加会員数
 - ・「I・TOP 横浜」、「LIP. 横浜」 マッチング・プロジェクト件数
- ・ネットワーク参加団体・参加企業数(フューチャーセンター、リビングラボ、ベンチャー企業等)

<スケジュール>

- ・平成 30 年度…「共創ラボ」本格実施
- ・平成 30～33 年度…「テーマ型共創フロント」の活性化
- ・平成 30～33 年度…民間主体や区局等が実施するリビングラボへの支援
- ・平成 30～33 年度…フューチャーセンター・リビングラボ・ベンチャーのネットワークの構築
- ・平成 31～33 年度…区局等における「共創ラボ」の活用・普及
- ・平成 32 年度…新市庁舎における市民協働・共創スペースの整備

9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究

データの活用を通じて、社会的課題の解決、市民生活の利便性や質の向上を図っていくためには、これまで以上に公民連携を促進するとともに、具体的なテーマや課題に応じたデータ活用の方法や、どのような技術や手法を社会システムに導入することが有効であるかなど、調査研究を進めることが重要です。

本市では、これまでも横浜市で「インターナショナル・オープンデータ・デイ³⁸」を主催する横浜オープンデータソリューション発展委員会などの民間団体と協力したオープンデータの普及活動や、「Yokohama Youth Ups!」など、大学や専門学校などの学校研究機関とともに、オープンデータを活用した課題解決を目指した調査研究や議論を行ってきました。

また、地元 IT 企業と協定を締結し、オープンデータ活用による子育て支援策についての調査研究を進め、民間が主体となった子育て支援のためのウェブサイトの実現を支援しています。

今後も、このような公民連携による調査研究の取組を、更に積極的に推進します。

(1) 多様な民間主体との協働・共創による調査研究の推進

「インターナショナル・オープンデータ・デイ」や「Yokohama Youth Ups!」、リビングラボなどの場を活用し、多様な民間主体や市民との連携により、オープンデータの民間ニーズを把握するとともに調査研究を推進します。

さらに、アイデアソン、ハッカソン等のアクションリサーチや社会実証実験など、データ活用の成果に結びつく試みと、実績の蓄積を図ります。

こうした活動を進めるとともに、市民、企業、大学・研究機関などとの連携を強化し、関係する主体のネットワークの整備を図ることで、データ活用について重層的な調査研究・実証実験の展開につなげていきます。

³⁸ アイデアソンやハッカソンなどオープンデータを活用するイベントを、世界中の都市で、市民が中心になって同日開催するイベント。2011年にカナダの民間団体取り組みを始め、英国に本拠を置くオープン・ナレッジ・ファウンデーションがサポートしている。2017年時点で、世界中で250を超える都市が参加している。日本は2013年から参加しており、なかでも横浜で開催されるオープンデータデイの参加者は毎年、世界最大級の規模となっている。

(2) 横浜市立大学との連携

平成 30 年度に開設される横浜市立大学データサイエンス学部と連携し、データ活用事例の創出やデータ分析における協力をはじめ、データサイエンスに係る市民向け講座の充実、データサイエンス人材の育成など、様々な角度からデータ活用を推進します。

(3) その他大学・研究機関との連携

市内外の大学・研究機関、国の研究プロジェクトとも連携し、データの活用や先端技術の導入による社会的課題の解決を目指す調査・研究の取組を進めます。

<主要な評価指標>

- ・ 市民、企業、大学・研究機関等とのデータ活用に係る調査研究件数
- ・ 市民、企業、大学・研究機関等とのデータ活用に係るイベント開催件数
- ・ 連携している企業、大学・研究機関等団体数
- ・ 横浜市立大学と連携した取組件数

<スケジュール>

- ・ 平成 30～33 年度…データサイエンス学部が開設される横浜市立大学をはじめ、市内外の大学・研究機関との連携を強化

第5章 計画の推進

1 計画推進にあたっての留意点

(1) 市職員の取組姿勢

本計画の推進にあたっては、市職員一人ひとりがデータの有用性を認識したうえで、データを活用し、事業推進にいかす意識を持つことが不可欠です。データの有用性に関する意識の醸成を進め、保有するデータを有効に活用する取組姿勢を持って計画の推進に努めます。

(2) 国計画等との整合性

官民データの活用による効果を最大限に発揮するため、施策の推進にあたっては、特に国及び県から示される方針等に留意して取組を進めます。

(3) セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の推進にあたっては、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)等の法令及び情報セキュリティポリシー³⁹に基づき、適切な情報システムの運用体制を確保します。

また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)⁴⁰、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 12 年条例第 1 号)及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成 27 年条例第 52 号)に基づき適正な制度運用を図ります。

これらの取組により、データ活用に係る不安の払拭に努めます。

³⁹ 横浜市情報セキュリティ管理規程及び横浜市情報セキュリティ管理要綱(平成 17 年 3 月 31 日総行 I 第 1148 号)並びに議長、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき設置された企業局の管理者及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 5 の規定に基づき設置された執行機関が定める情報セキュリティ管理に関する規程等をいう。

⁴⁰ 個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体の保有する個人情報はその保護の対象とはならないが、地方公共団体は本法律の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施する責務を有するとされている。

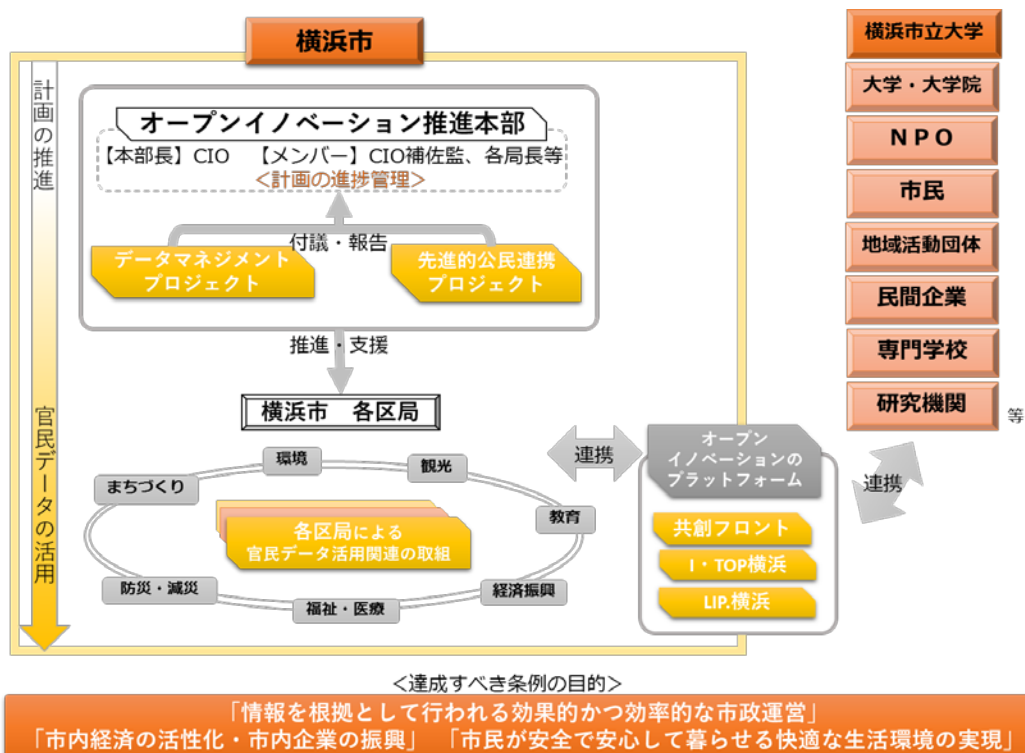
2 推進体制の全体像

本市では、平成 29 年 4 月に社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、これまで以上にデータ活用や協働・共創の取組を効果的に行うため、庁内横断的に検討・推進する組織として CIO⁴¹を司令塔としたオープンイノベーション推進本部を設置し、本計画の検討や先進的公民連携の取組について共有を行うなど、庁内のデータ活用を推進しています。

本計画の策定後も、オープンイノベーション推進本部を中心に、計画の進捗管理や先進的な公民連携事例の創出・推進により、計画に掲げる各施策を推進します。

また、共創フロントをはじめ、産学官金等が連携したイノベーションの環境づくり、社会的課題の解決、中小企業のチャレンジ支援、新たなビジネスモデルの創出を推進する「I・TOP 横浜」「LIP. 横浜」等をオープンイノベーションのプラットフォームの軸として、市民、地域活動団体、企業、大学など、様々な主体と連携し、個別具体的な協働・共創の取組を創出します。

【推進体制図】



⁴¹ Chief Information Officer の略。最高情報統括責任者。組織(企業)の情報戦略立案・実行の責任者。組織内の情報システムや情報の流れを統括担当する役員であることが多い。本市においては、総務局担当の副市長が務め、組織内の ICT 施策に関する全庁的な調整などを行っている。

3 オープンイノベーション推進本部による推進

オープンイノベーション推進本部に設置された、次の2つのプロジェクトにより、着実に本計画を推進します。

(1) データマネジメントプロジェクト

データマネジメントプロジェクトでは、計画の策定・推進等に向けて、区局等によるデータ活用関連の取組を把握し、支援することで、区局等を主体とする取組の一層の推進を図ります。

また、活用効果が見込まれるデータの相互利用・公開についての庁内調整を行います。

(2) 先進的公民連携プロジェクト

先進的公民連携プロジェクトでは、共創フロントや、その他のオープンイノベーションを推進するプラットフォーム等と連携し、先進的かつ重要な案件を検討し、公民連携の取組の一層の推進を図ります。

また、本市では、公民連携の取組に加え、経済活性化やまちづくりなど、多くの部署により様々な形でオープンイノベーションの取組が展開されていることから、区局等での取組相互の情報共有やネットワーク化について検討を進めます。

4 計画の進捗管理

本市においては、オープンイノベーション推進本部において、毎年度、各施策に設けた評価指標について進捗管理を行います。また、計画推進の一環として、各施策に関連する区局等の事業(取組)についても確認します。

【各施策の評価指標】※再掲

施策のスケジュール 及び主な評価指標一覧		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
施策1	データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進	●データ活用に係るアンケートの実施			
		●データ活用環境の検討 ●試験的施策の実施			
		【評価指標……政策形成等において、データ活用を意識している市職員の割合。政策効果を実証するために実施した試験的施策数】			
施策2	行政に係る手続のオンライン化の推進	●マイナポータル等を活用した電子申請の開始			
		●優先的に取り組むべき手続とその方策を整理 ●添付書類の削減に向けた取組方針を整理			
		【評価指標……マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数】			
施策3	行政が保有するデータの活用の推進	●オープンデータの推進に関する指針の改定			
		●横浜市ウェブサイトと連動したオープンデータカタログの公開			
		【評価指標……オープンデータカタログにおける公開データセット数。オープンデータカタログにおけるアクセス件数。より二次利用が容易にできるデータ形式(RDF、LOD等)で公開したデータ数】			
施策4	マイナンバーカードの普及及び活用	●マイナポータル等を活用した電子申請の開始			
		●電子申請の拡充			
		【評価指標……マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数】			
施策5	情報通信技術の利用の機会等の格差の是正	●JIS規格の適合レベルAAへの準拠			
		【評価指標……JIS規格の適合レベルAAへの準拠。情報格差是正に向けた取組数。企業等からのIoT導入に関する相談対応件数】			
施策6	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保	●取組方針を整理			
		【評価指標……庁内プライベートクラウドへの集約システム数。クラウド関連技術の利用又はデータセンターに収容されているシステムの割合】			
施策7	官民データ活用に関する教育及び普及啓発	●市職員向けデータ活用研修の充実			
		●横浜市立大学と連携したデータ活用人材の相互育成の検討			
		【評価指標……セミナー等普及啓発イベント開催数・参加者数。市職員向けデータ活用研修の受講者数】			
施策8	先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進	●共創ラボ本格実施			
		●テーマ型共創フロントの活性化		●新市庁舎における市民協働・共創スペースの整備	
		●リビングラボへの支援		●区局等における共創ラボの活用・普及	
		●フューチャーセンター・リビングラボ・ベンチャーのネットワークの構築			
		【評価指標……先端技術・データを活用したプロジェクト件数。共創フロントに寄せられた提案件数・うち先端技術・データ活用関連案件数。共創ラボ取組テーマ数。リビングラボ実施数。ITOP横浜、LIP横浜参加会員数。同マッチング・プロジェクト件数。ネットワーク参加団体・参加企業数】			
施策9	市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究	●横浜市立大学、その他市内外の大学・研究機関との連携強化			
		【評価指標……市民、企業、大学・研究機関とのデータ活用に係る調査研究件数。同イベント開催件数。連携している企業、大学・研究機関等団体数。横浜市立大学と連携した取組件数。】			

横浜市 政策局 政策課

平成 30 年 2 月

横浜市中区港町 1 - 1

TEL : 045-671-2066 FAX : 045-663-4613

e-mail : ss-ssc@city.yokohama.jp

